別紙３

取扱い動物由来原料一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 輸出対象製品 への使用の有無 | 原料区分 ※１ | 原料名 ※２ | 備 考 ※３ |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※１ 原料区分には、ドッグガム以外のペットフードの場合は、その動物由来原料が 別添１の登録基準の（３）の①のアからサまで、ドッグガムの場合は、同アからエま で及びケ、養殖魚用飼料の場合は、別添２の登録基準の（３）の①のアからエま でのいずれに相当するかを記入すること。

※２ 事業場において取扱い（受入れ）のある動物由来の原料をすべて記載するこ

※３ 備考には、原料の主な生産国を記載すること。

また、各原料が、ペットフードの場合は、別添１の登録基準の（３）の①のアから

サまで、養殖魚用飼料の場合は、別添２の登録基準の（３）の①のアからエまでに 定める動物由来原料に該当するものであることの確認に必要な証明書等も併せ て添付すること。